平成二十四年十一月一日大阪府規則第百六十一号

## (趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)第六条の 規定に基づき、大阪府障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)の組織、委員及 び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額その他協議会に関し必要 な事項を定めるものとする。

#### (組織)

第二条 協議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 委員は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法 律第百二十三号)第八十九条の三第一項に規定する関係機関等のうちから、知事が任命 する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (平二五規則二六・平二六規則一四六・一部改正)

## (専門委員)

- 第三条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、知事が任命する。
- **3** 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長)

第四条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに よる。

#### (部会)

第六条 協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員等がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。
- 5 前条の規定にかかわらず、協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

(平二五規則二六・一部改正)

#### (報酬)

第七条 委員等の報酬の額は、日額八千三百円とする。

## (費用弁償)

第八条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

## (庶務)

第九条 協議会の庶務は、福祉部において行う。

# (委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

# 附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二五年規則第二六号)抄

#### (施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年規則第一四六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二八年規則第七五号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附則

この規則は、公布の日から施行する。